ここでいう「事業の用に供している」の「事業」とは、一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ、社会通念上事業と認められるものをいい、営利事業のみを対象とするものではない。

また、「個人情報データベース等」が次の要件の全てに該当する場合には、それを構成する個人情報によって識別される特定の個人の数は、5,000の数に数えない。

イ　個人情報データベース等の全部又は一部が他人の作成によるものであること。

ロ　氏名、住所・居所、電話番号のみが掲載された個人情報データベース等（例えば、電話帳やカーナビゲーション）であること、又は、不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行され、かつ、不特定かつ多数の者により随時に購入することができる又はできた個人情報データベース等（例えば、自治体職員録や弁護士会名簿）であること。

ハ　私的年金関係事業者自らが、その個人情報データベース等を事業の用に供するに当たり、新たに個人情報を加えることで特定の個人の数を増やしたり、他の個人情報を付加したりして、個人情報データベース等そのものを編集・加工していないこと。

なお、法人格を有しない団体（任意団体）や一般個人であっても、個人情報取扱事業者に該当しうる。

5　本人

「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

6　保有個人データ

「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、本人又はその代理人から求められる開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止の全てに応じることができる権限を有する個人データをいう。

ただし、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして次に掲げるもののほか、６か月以内に消去（更新することは除く。）することとなるものを除く。

⑴　本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの

⑵　違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの

（例）

・　不審者情報やクレーマー情報、総会屋情報

・　暴力団等の反社会的勢力情報

⑶　国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

（例）

・　要人の行動予定情報、防衛機密情報

⑷　犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

（例）

・　警察などから受けた捜査関係事項照会の対象情報

・　犯罪収益との関係が疑われる取引（疑わしい取引）の届出の対象情報

7　公表

「公表」とは、広く一般に内容を発表することをいう。

ただし、公表に当たっては、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、合理的かつ適切な方法による必要がある。

（例）

・　自社ホームページのトップページから１回程度の操作で到達できる場所への掲載

・　事業所の窓口等への書面の掲示・備付け

・　パンフレット等への記載・配布

8　本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）

「本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）」とは、ウェブ画面への掲載、パンフレットの配布、本人の求めに応じて遅滞なく回答を行うこと等、本人が知ろうとすれば、知ることができる状態をいい、常にその時点での正確な内容を本人の知り得る状態に置く必要がある。必ずしもウェブ画面への掲載、又は事業所等の窓口等へ掲示すること等が継続的に行われることまでを必要とするものではないが、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法による必要がある。

9　本人が容易に知り得る状態

「本人が容易に知り得る状態」とは、事業所の窓口等への書面の掲示・備付けやホームページへの掲載その他の継続的方法により、本人が知ろうと思えば、時間的にも、その手段においても、簡単に知ることができる状態をいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法による必要がある。１回限りの「公表」では取組の程度が足りない。

10　本人に通知

「本人に通知」とは、本人に直接内容を知らしめることをいい、本人に内容が認識されるように事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、合理的かつ適切な方法による必要がある。

（例）

・　口頭（面談、電話等）

・　書面（手交、郵送、Ｅメール、ＦＡＸ等）

・　使者

11　（個人データ又は保有個人データの）提供

保有個人データの第三者への「提供」とは、個人データ又は保有個人データを第三者が利用可能な状態に置くことをいう。個人データ又は保有個人データが、物理的に提供されていない場合であっても、備付けやネットワーク等を利用することにより、個人データ又は保有個人データを第三者が利用（閲覧を含む。）できる状態にあれば（その権限が与えられていれば）、「提供」に当たる。

12　本人の同意

「本人の同意」とは、本人が、個人情報取扱事業者の示す方法によって個人情報が取り扱われることを承諾する旨の当該本人の意思表示をいう（当該本人であることを確認できていることが前提）。

また、同じく「本人の同意を得る」とは、本人の承諾の意思表示を当該個人情報取扱事業者が認識することをいい、事業の性質及び個人情報の取扱方法に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法による必要がある。

なお、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について、未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人が判断できる能力を有していないなどの場合は、親権者や法定代理人等から同意を得る必要がある。

13　私的年金関係事業者

「私的年金関係事業者」とは、次に掲げる事業者をいう。

⑴　国民年金法第115条に規定する国民年金基金

⑵　国民年金法第137条の２の５に規定する国民年金基金連合会

⑶　石炭鉱業年金基金法第２条に規定する石炭鉱業年金基金及び当該石炭鉱業年金基金の会員たる事業主

⑷　確定給付企業年金法第３条第１項第２号に規定する企業年金基金及び当該企業年金基金を実施する厚生年金適用事業所の事業主

⑸　確定給付企業年金法第４条第１号に規定する事業主

⑹　確定給付企業年金法第91条の２に規定する企業年金連合会

⑺　確定拠出年金法第２条第２項に規定する企業型年金を実施する厚生年金適用事業所の事業主及び同条第10項に規定する個人型年金加入者を使用する事業主